

障害者雇用納付金制度の申告対象が拡大されます

障害者雇用促進法の改正（平成22年7月）により、平成27年4月から、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

改正前 ※～平成27年3月まで
常用雇用労働者が

⇒

改正後 ※平成27年4月～
常用雇用労働者が

200人を超える

事業主

100人を超える

事業主

★制度の適用から**5年間**は、納付金の**減額特例**が適用されます。

常用雇用労働者が200人を超え300人以下の事業主

平成22年7月～平成27年6月まで（1人につき月額）**5万円 → 4万円**

常用雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主

平成27年4月～平成32年3月まで（1人につき月額）**5万円 → 4万円**

※調整金は変わらず（1人につき月額）2万7千円が支給されます。



【お問い合わせ先】

大分高齢・障害者雇用支援センター

（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大分障害者職業センター雇用支援課）

TEL 097-548-6691

ご存じですか？ この補助金！！

大分市では技能者の養成並びに技術の向上を図り、職業能力開発促進法の規定により大分県知事の認定を受けた職業訓練を行う大分市内の認定職業訓練校に対し補助を行っています。

従業員のスキルアップのために認定職業訓練校の補助制度を活用してみませんか？

<認定職業訓練校とは・・・？>

県知事の認定を受けた認定職業訓練（職業能力開発促進法第24条）を実施、運営する職業訓練施設のことをいいます。

この訓練校の受講生とは訓練校を運営している事業所で勤務する従業員です。

<補助額>

各校81,000円（上限）

詳細については大分市 商工労政課へお問い合わせください。（下記参照）

○お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）ができますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2015年1月発行

大分市 商工農政課 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<http://www.city.oita.oita.jp/>

ワークLIFEおおいた

祝 大分市技能者表彰式



平成26年11月20日 「第37回 大分市技能者表彰」 受賞者の皆さん

◆トピックス◆

- 優れた技能者を表彰しました
- 最低賃金が改正されました

優れた技能者を表彰しました

大分市では、優れた技能者を表彰する「大分市技能者表彰」を毎年11月に行っており、37回目となる今年度の表彰で「優秀技能賞」を受賞された5人の方々をご紹介します。（順不同）

受賞された皆さんは、高度な技術と卓越した技能を持ち、それぞれの職種・分野で大分市の産業と発展に寄与されています。

受賞者の皆さん、誠におめでとうございます！！

【お問い合わせ】

大分市 商工農政部 商工労政課 TEL：097-537-5964



【造園工】
溝口 英行 氏
溝口造園



【板金工】
伊藤 昌洋 氏
昌栄板金



【調理師】
王 全信 氏
中国料理 龍



【型枠大工】
後藤 誠 氏
株式会社 茅嶋工務店



【調理師】
福留 亜弥 氏
株式会社 トキ八会館

最低賃金が改正されました

【大分県地域別最低賃金】 1時間 677円（効力発生日：平成26年10月4日）

【大分県産業別最低賃金】 下記のとおり（効力発生日：平成26年12月25日）

鉄鋼業	1時間 817円
非鉄金属製造業	1時間 807円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 735円
自動車・同附属品製造業、 船舶製造、修理業、船用機関製造業	1時間 785円
各種商品小売業	1時間 704円
自動車（新車）小売業	1時間 747円



※最低賃金には、「精・皆勤手当、通勤手当、家族手当」「1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）」「臨時に支払われる賃金（結婚手当など）」「時間外・深夜労働および休日労働に対する賃金」は含みません。

【お問い合わせ】

大分労働局 労働基準部 賃金室 TEL：097-536-3215

大分労働基準監督署 TEL：097-535-1511

パートタイム労働法が改正されます

平成27年4月1日より、パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わります。

◎正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者については、これまで、（1）職務内容が正社員と同一、（2）人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一、（3）無期労働契約を締結しているパートタイム労働者であることとされていましたが、改正後は、（1）、（2）に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

◎パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

◎「短時間労働者の待遇の原則」新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全ての短時間労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした一般的な考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

◎パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

※パートタイム労働法に関するお問い合わせは、大分労働局雇用均等室へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

大分労働局 雇用均等室 TEL：097-532-4025